

高知県働き方改革推進会議における確認事項

高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めをかけ活力ある社会を築いてゆくことが必要である。また、最近は雇用情勢が好転し、人手不足の状況となり、人材の確保が課題となっている。これらの課題解決のためには「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。平成28年1月に開催した第1回高知県働き方改革推進会議において、国、県、労使団体がそれぞれの立場で働き方改革推進の気運の醸成に取り組むという意識を共有したことを受けて、各構成員は、同会議における議論や高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善等に向けて取り組んできたところである。

高知県働き方改革推進会議構成員は引き続き、高知県のホジティブ力を発揮し、互いに協力し、生産性の向上を図ることによって、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し持続的な企業成長の好循環を実現する。

特に以下の目標の達成に向けて国及び県が中心となって取組を進め、各構成員は会報やホームページにおいて広報に協力するほか、自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。

また、これら目標達成に向けた取組の進捗状況等を踏まえ、毎年本推進会議で課題や情報共有を図りつつ、必要な取組について議論することとする。

- 1 多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、高知県内の年次有給休暇の取得率を令和10年まで70%以上を継続する
- 2 正社員求人確保し、正社員就職・正社員転換を図る。また、若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として、令和8年1月から令和10年12月までの期間に12社以上新規認定する
- 3 職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、令和8年1月から令和10年12月までに、女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業（えるぼし認定）を20社以上、プラチナえるぼし認定企業を2社以上新規認定する
- 4 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、県内企業における男性の育児休業取得率を令和12年までに85%以上にする

平成29年2月9日
平成30年1月23日一部修正
令和2年2月19日一部修正
令和3年2月10日一部修正
令和5年4月4日一部修正
令和6年2月19日一部修正
令和7年2月20日一部修正
令和8年2月17日一部修正
高知県働き方改革推進会議